（様式１）

平成　　年　　月　　日

中小企業庁長官　　殿

所　在　地

　　 商号又は名称

　　 代表者氏名 　　　　　　　　代表者印

「事業承継補助金」事務局公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

１　法人の定款又は寄付行為

２　法人の概要が分かる説明資料

３　過去３年の事業報告及び決算報告

４　事業実施計画書（様式２）

５　申請方法、周知方法、申請書類等の事業実施方法に関する説明書

６　実施体制及び事業に関する事業部等の組織に関する説明書

７　事務費内訳（様式３）

|  |
| --- |
| （担当者欄）  所属部署名：  役職名：  氏名：  TEL：  FAX：  E-mail： |

（様式２）

事業実施計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 法人について | |
| 法人名 |  |
| 所在地 |  |
| 設立 | 年　月　日 |
| 役員等 | ※代表者と役員等全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載ください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示ください。） |
| 法人の目的 |  |
| 主な活動 |  |
| 年間の収支予算 | ※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可） |
| 法人の種類 |  |
| 本事業への応募理由 |  |
| 事業承継補助金事務局運営業務 | |
| 事業承継補助金の事務局運営業務をどのように行うか。 | （別途、任意様式によるスケジュールを添付してください。） |
| 事業承継補助金をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫 | ※そうした提案があれば、記載ください。 |
| 事務の実施体制と事務費用 | |
| 上記の事務を実施するための事務の実施体制・人員 | ※具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適当な理由についても記載してください。 |
| 上記の事務を実施するために要する費用の合理性 | ※内訳については様式３ |

（様式３）

事務費内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 必要となる事務費の項目 | 経費の見積額 |
|  |  |
| 合計額 |  |

（別紙１）

「事業承継補助金」の補助要件等について

１．補助対象

（１）後継者承継支援型

事業承継（事業再生を伴うものを含む）を行う個人及び中小企業・小規模事業者等であり、以下の①～③の要件を満たすこと（※１）（※２）。

1. 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む、または、事業転換に挑戦する者であること。
2. 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。
3. 地域の需要や雇用を支える者であり、地域の需要や雇用を支えることに寄与する事業を行う者であること。

（２）事業再編・事業統合支援型※２

事業再編・事業統合等を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の①～③の要件を満たすこと(※２)(※３)

1. 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む、または、事業転換に挑戦する者であること。
2. 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。
3. 地域の需要や雇用を支える者であり、地域の需要や雇用を支えることに寄与する事業を行う者であること。

※１　後継者承継支援型には事業譲渡や株式譲渡等による承継は含まない。

※２　要件等については、今後の検討状況によっては変更があり得ることに留意すること。

※３　後継者不在により、事業再編・事業統合等を行わなければ事業継続が困難になることが見込まれている者に限る。

２．採択基準

事業の実施に際しては、地域の新たな需要の創造や雇用の創出を図り、我が国経済を活性化させる事業承継や事業再編・事業統合を促進するという観点から支援対象事業について上記１．補助対象事業を踏まえるものとする。また、事業の独創性、収益性、継続性等を勘案し、政策的に支援する必要が認められる事業に限るものとする。

３．審査会設置

事業承継に関する専門的知見を有する者によって構成される審査会を設置し、同審査会により採択審査を実施するものとする。

４．補助対象、補助率等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象経費の区分 | 補助率 |
| 後継者承継支援型 | 人件費、店舗等借入費、会場借料費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費  （上乗せ部分）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費 | 補助対象経費の３分の２、又は２分の１以内※１ |
| 事業再編・事業統合支援型 | 人件費、店舗等借入費、会場借料費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費  （上乗せ部分）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費、移転・移設費用 | 補助対象経費の３分の２、又は２分の１以内※２ |

※１　小規模事業者を対象とする場合の補助率を３分の２以内、それ以外を対象とする場合の補助率を２分の１以内とする。

※２　採択者のうち上位の事業者の補助率を３分の２以内、それ以外の事業者の補助率を２分の１以内とする。

５．補助上限額

　（１）後継者承継支援型

①小規模事業者

既存事業の廃業・事業転換を伴う場合…５００万円

既存事業の廃業・事業転換を伴わない場合…２００万円

②それ以外

既存事業の廃業・事業転換を伴う場合…３７５万円

既存事業の廃業・事業転換を伴わない場合…１５０万円

（２）事業再編・事業統合支援型

①採択者上位

既存事業の廃業・事業転換を伴う場合…１２００万円

既存事業の廃業・事業転換を伴わない場合…６００万円

②それ以外

既存事業の廃業・事業転換を伴う場合…９００万円

既存事業の廃業・事業転換を伴わない場合…４５０万円

６．補助予定件数

約６００件（うち、後継者承継支援型約４５０件、事業再編・事業統合支援型約１５０件を想定）

７．募集方法と申請受付期間

（１）後継者承継支援型

事業開始後、速やかに中小企業庁と相談の上、申請受付期間などについて、指示を受けるものとする（原則、平成３１年３月末まで公募による申請を受け付けることとする予定。）。

（２）事業再編・事業統合支援型

事業開始後、速やかに中小企業庁と相談の上、申請受付期間などについて、指示を受けるものとする（原則、平成３１年３月末まで公募による申請を受け付けることとする予定。）。